

特定秘密保護法施行に対する抗議声明

私たちは2014年12月10日に施行される特定秘密保護法に強く抗議する。この法律は日韓基本条約及び諸協定（以下、日韓諸条約）と同様に、国会における4度の強行採決によって成立した。国会審議の過程ですでに空中分解し、成立後1年間の議論によっても、何らその本質が改善されない特定秘密保護法は、民主主義の基礎としての情報公開促進に逆行するものである。

私たちは今日に至るまで、情報公開法による情報開示請求および裁判活動を通して、日韓諸条約に関連する外交文書の全面公開を求めてきた。その結果、外務官僚たちが恣意的に情報を不開示指定している事例を多数知るに至った。本会の運動・訴訟の結果、1116の文書の大部分が開示されたが、現在も114もの文書が全面または部分的に不開示とされている。日本政府は今後、こうした多くの公文書を不開示にしている状況を改善し、公文書を市民に公開していく方向で法整備を行っていかねばならなかったはずである。にもかかわらず、公文書の不開示を際限なく容認する特定秘密保護法を施行することは、公文書公開をいっそう後退させるとともに、各省庁の特定秘密指定の恣意性をさらに助長するものである。

私たちは、「知る権利」という基本的人権の尊重を定めた日本国憲法に背き、民主主義の実現に逆行する特定秘密保護法の施行に改めて反対する。また、特定秘密保護法の施行により、近隣諸国をはじめとする国際社会に対する信頼関係の構築、さらに公正な情報公開を通じた歴史的眞実の探求が妨げられることを強く憂慮する。そして、すべての行政機関に対して、情報民主主義を促進するために、情報公開法を改善し、公文書管理制度の整備をいっそう推進することを、改めて要求する。

2014年12月10日

日韓会談文書・全面公開を求める会